

ワーク・ライフ・バランスの実現のために「働き方改革」に取り組みませんか？ ～ 働き方・休み方改善コンサルタントがお手伝いします！～

ご利用は無料です！

労働者誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、家庭や地域活動、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが大切です。

滋賀労働局では、労働時間、休日、休暇など、「働き方」「休み方」の見直しや労働時間設定改善等について、事例紹介、コンサルティング、アドバイス等を行うため、専門的な知識や豊富な経験を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しており、労働基準法等への対応を含めた労働時間制度に関する相談や個別企業への訪問によるコンサルティングなどに対応し、支援しています。

たとえば、このような疑問や希望はありませんか？

- ・ 残業時間を減らしたいけど、どうすればいい？
- ・ 変形労働時間制を導入したいけど、どうすればいい？
- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度や時間単位付与制度を設けたい。
- ・ 就業規則の内容を見直したいのでアドバイスしてほしい。
- ・ 適正な労働時間の管理方法についてアドバイスしてほしい。

相談内容に関する秘密は守られます。

このような疑問点やご希望について、「働き方・休み方改善コンサルタント」が次のようなことなどを行います。

- 相談対応、資料提供
 - 事業場へ個別に訪問してのコンサルティング
 - 関連会社や複数の事業場が集められた場合の
 - ・ 研修会の講師
 - ・ ワークショップのファシリテーター（進行役） など
- ※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」による個別訪問等は、労働基準監督官が行う立入調査ではありませんので、お気軽にご利用ください。

「働き方・休み方改善コンサルタント」の利用を希望される方は、申込書（裏面）に必要な事項を御記入の上、FAXにて下記あて先までお申し込みください。

ひとつ「働き方」を変えてみよう！



【問合せ・申込先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室

電話：077-523-1190 FAX：077-527-3277

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階

【平成29年11月6日より庁舎移転しました】

年 月 日

滋賀労働局 雇用環境・均等室
 働き方・休み方改善コンサルタント 行
 (FAX : 077-527-3277)

働き方・休み方改善コンサルティング申込書

コンサルティングを申し込みます。

事業場	名称	
	所在地	〒
ご担当者	部署	
	職氏名	
	電話番号	
	FAX	
ご相談内容		<input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休日・年次有給休暇関係 <input type="checkbox"/> その他 ()
利用方法		<input type="checkbox"/> 事業場訪問 <input type="checkbox"/> 資料の提供 (パンフレット等) <input type="checkbox"/> 研修等の講師 <input type="checkbox"/> ワークショップの開催 (ファシリテーター) <input type="checkbox"/> その他 ()
訪問希望日時	第1希望	年 月 日 () 午前・午後
	第2希望	年 月 日 () 午前・午後